

【論 文】

## 島根県における地域資源活用を支えた木炭政策の役割

大津裕貴

(にちなん中国山地林業アカデミー)

### 摘 要

かつて島根県を含む中国山地では地域資源を活用した農林業により農家経済が支えられていた。特に、中国山地において注目された米+和牛+木炭+特産品の生産を通じた農家林家による地域資源の循環利用は大正期以降に広く受け入れられた。本研究は木炭生産を支援した島根県の政策に注目し、農家支援の仕方を明らかにすることを目的とする。島根県の政策のなかでも、島根県が主導した大正15年島根県統一木炭規格の制定過程を通して農家にとって消費者の意向を反映した生産目標が見える化された。統一規格の制定により消費者の利便性を高め、生産者にとっては品質管理指針となり移出を通して各地域で現金獲得手段となり得た。これらの結果から、島根県が消費者・生産者・流通者の合意を目指すことで広く農家林家の所得を支えていたことを主張する。

キーワード：木炭、島根県木炭規格統一、地域資源、森林資源、農家林家

### 1. 背景

地域経済の振興に向けて、地域外からのお金の流れを増加させることは一つの方策として考えられている。近年では地球環境問題への対応も求められ、農林漁業の様な一次産業への期待も高まっている。さらに、自然環境への負荷の少ない一次産業の在り方の一つとしてアグロエコロジーという取り組みにも注目が集まっている(関、2024a)。アグロエコロジーの様な生態系を活用した一次産業は、農家レベルで和牛+米+薪として実現しているという報告もある(関、2024b)。企業レベルでは、木次乳業の放牧酪農や同社グループにおける地域の土地利用とその生産物の利用という形でも実現している。しかし、かつて中国山地で広く実現していた米+和牛+木炭+特産品という自然循環を活かした一次産業のように広くは受け入れられていない。

かつての自然循環を活かした農林業では、木炭生産が地域外からのお金の流れを作り出し農家経済の現金収入を支えていた(北川、1979)。北川(1979)の指摘するような農家経済の在り方について、伊藤(2006)は大正期に調査が行われ発表された農事調査報告書の分析を通して、米+和牛+木炭+特産品という地域資源利用システムは同時期に未成立であったとしている。米+和牛+木炭+特産品という作物生産を通じた地域資源管理が中国山地で広く行われていた

と主張した永田(1988)においても、作物の組み合わせは変化することが想定されている。また、農家副業の変遷について分析した榎(1990)も養蚕と和紙製造と茶製造と和牛飼育と木炭製造の5つの副業について盛衰があることを指摘している。鳥根県において農家副業として支持された木炭生産の歴史を振り返った水津(1970)は鳥根県下で木炭生産が盛んになったのは大正12年以降としている。さらに、鳥根県における森林資源伐採量の変化を分析した田中・小池(2008、2010)も大正から昭和にかけて盛んに森林資源が利用されたと指摘しており、製炭による利用が多かったことを明らかにしている。そして、鳥根県から移出された木炭は「木炭としては一級品、日本の代表的木炭」(岸本、1984)と言われるほど市場から受け入れられた。

これまでの研究から、地域資源を活用した米+和牛+木炭+特産品という作物の組み合わせによる生業の在り方は大正期以降に木炭生産の隆盛によって成立可能になったと考えられる。そこで、地域資源利用の一つの柱となった木炭生産において、鳥根木炭として県内各産地をまとめ県統一規格を作った大正15年の規格統一過程と、その後の木炭生産支援策に注目し農家林家の現金獲得手段への鳥根県による支援の実態を明らかにする。木炭規格統一過程は『大正15年木炭規格統一関係資料』(鳥根県公文書センター所蔵、以下「規格統一資料」)をはじめとする当時の資料を中心に用いる。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、2では鳥根県統一木炭規格が定められる前の大正期の木炭生産概況を木炭利用樹種に注目してたたら製鉄との資源利用の連続性を指摘する。3において鳥根県木炭統一規格を話し合う臨時木炭規格調査会構成員の検討を通じて、広く県内各地の関係者を代表する委員が集まったことを確認する。さらに、消費地からの評判と要望を確認し、鳥根県産木炭の評価にバラつきがあったことを明らかにする。次いで、4において、木炭規格統一過程の議論から消費地の要望を取り入れていったことと、統一規格と県内各地の木炭規格との比較を通して統一規格がそれまでの規格とどのような差があるのかを明らかにする。これらのことを通し、鳥根県が消費者・生産者・流通者の合意を目指すことで広く農家林家の所得を支えていたことを主張する。

## 2. 大正期の鳥根県木炭生産状況

### 2.1 たたら製鉄の衰退による森林資源利用の変化

中国地方の農家林家が行う米+和牛+木炭+特産品生産による地域資源循環的利用が広く行われるようになる以前は、たたら製鉄に用いられる木炭として森林資源が大量に利用されていた。地域資源である砂鉄と木炭を大量に利用して作られるたたら鉄の利用は西洋鉄の利用が盛んになるにつれ減少していった。渡辺(2006)は西洋鉄とたたら鉄の移行期において、鳥取県日野郡の近藤家や鳥根県吉田村(現：雲南市吉田町)の田部家や八川村(現：奥出雲町)の絲原家、阿井村(現：奥出雲町)の櫻井家が海軍との取引を行うなど生産を維持できるように奔走した様子を報告している。さらに、この時期には西洋鉄生産技術からたたら製鉄への技術導入も行われるなど生産性向上に向けた努力もあった(角田、2022)。しかし、たたら鉄は西洋鉄の利用増加により生産量が減少し鳥根県内のたたら生産者は事業転換を迫られた。田部家には大正13年2月に「製炭事業開始ニ就イテ」(『新修鳥根県史』所収)という文書が残されてお

り、1921年(大正10年)から民生用木炭の生産を始め1923年(大正12年)に民生用木炭生産専業へ移行していく様子が書かれている。さらに、林野庁(1953)によると、たたら製鉄従業者を雇用した田部木炭部による企業製炭に加え、地域住民に対する製炭原木を売却するなど地域経済への貢献もなされていた。生産された木炭の販路は大阪であった。昭和26年に出版された高橋(1952)では、田部における森林資源を活用した事業に製材などが加わり事業が多角化していることが報告されている。田部家と同様に糸原家は1920年(大正9年)に民生用木炭生産へ移行している。糸原家における民生用木炭生産は製鉄業労働者の雇用対策と山林経営上の要請から始められた(八川村史編纂委員会、1959年)。石見地域においても堀家が鋳業で利用する木炭生産から民生用木炭生産に移行していった(中西、2025)。島根県内各地に製鉄業や鋳業に利用する木炭から一般家庭で利用される民生用木炭生産に移行していった様子が報告されている。民生用製炭技術は、糸原家における民生用木炭移行当初、石見地域(美濃、鹿足)から製炭教師を招聘しており、出雲地区に比べ石見地区の技術が高かったことが伺われる。

## 2.2 大正期における県内の白炭生産と黒炭生産

島根県内の森林資源利用の重点が民生用木炭生産に移るなかで各地で木炭規格が作られていった。島根県統一規格が作られる以前に使用されていた各地の木炭規格を「規格統一資料」から樹種に注目してまとめたものが表-1である。島根県の木炭政策が白炭から黒炭に移行していったことを踏まえ、白炭と黒炭に分けて規格上区別される樹種を表している<sup>(1)</sup>。規格上、白炭においても黒炭においても区別されているのはカシ、クヌギ、ナラ、クリ、槇の5種類である。槇は松江市からの返信においてナラとクヌギの混ぜ物とされている。規格上区別される

表-1 市郡別の木炭規格上区別される樹種

市郡名	白炭						黒炭							
	樫 (カシ)	櫟 (クヌギ)	楠 (ナラ)	栗	椿	槇 その他	樫 (カシ)	櫟 (クヌギ)	楠 (ナラ)	栗	松	ゴマキ	椿	槇 雑
松江	○	○	○			○	○	○				○		○
八束郡							○	○	○					○
能義郡							○		○					報告なし
仁多			○			○			○					○
大原							○		○					○
飯石	○	○	○			○	○	○	○					○
簸川	○		○			○	○	○	○					○
邇摩	○	○	○			○	○	○	○					○
安濃	○				○	○	○	○		○			○	○
邑智	○		○			○	○		○	○				○
那賀	○		○			○	○		○					○
美濃	○	○	○			○	○	○	○					○
鹿足	○	○	○			○		○	○	○				○
隠岐	○		○	○	○	○	○		○	○			○	○

註：八束郡の規格は熊野村の規格が報告されている

出所：「規格統一資料」から筆者作成

5種のうち栗以外の他4種はブナ科コナラ属 *Quercus* の樹木であり、コナラ属を中心とした森林資源が木炭生産に好まれていたことが分かる。

そして、各地の木炭規格をみると白炭においてナラの規格を報告した市郡が10ヶ所、カシも10ヶ所、クヌギが5ヶ所であり、黒炭においてはナラ14市郡、カシ12市郡、クヌギ8市郡とブナ科コナラ属はどここの地域においても区別できるほど豊富な資源であったことが伺える。

## 2.3 黒炭生産の推進

民生用木炭生産のうち、当初島根県の振興対象となったのは白炭であった。黒炭の生産量も増加した1916年(大正5年)に島根県が黒炭生産を奨励するようになった(島根木炭史編集委員会編、1982)。そこで、大正期の島根県の木炭生産量を島根県統計書から白炭と黒炭に分けて木炭生産量の変化を確認する。

1912年(大正1年)は黒炭の生産量に比べ白炭の生産量が多く、8,081,959貫と3,545,589貫であり2:1の比率であった。この年、白炭生産を支えたのは邑智郡であり、6,962,800貫生産していた。島根県の白炭と黒炭の生産量がほぼ同量になるのは1915年(大正4年)である。大正4年の白炭生産量は4,319,935貫であり、黒炭4,552,248貫である。その後も木炭生産量は増加を続け、1921年(大正10年)は白炭5,929,628貫と黒炭8,027,041貫となり1925年(大正14年)に白炭4,867,630貫と黒炭11,508,260貫になった。大正1年に白炭生産を支えた邑智郡は大正期を通して黒炭生産に比べ白炭生産が盛んでありつづけた。しかし、島根県内の木炭生産量全体をみると黒炭生産量の増加が県産木炭生産量増加を後押ししていた。表-1においても、八束郡と大原郡と能義郡においては白炭の規格の報告がないなど黒炭生産に注力している様子が伺える。そして、能義郡や仁多郡や那賀郡や美濃郡は大正14年の黒炭生産量が100万貫を超えているなど、黒炭生産は出雲地域・石見地域に関わらず隠岐地域を含め県内全域で盛んに行われた。

たたら製鉄において「砂鉄7里に、炭3里」と言われる様に、木炭利用において制約となるのは輸送手段である。大正期には、鉄道網の整備が進み輸送の課題も小さくなった<sup>(2)</sup>。『横田町史』(1968年)においても、鉄道による木炭輸送が木炭移出を支えていたことが触れられている。輸送手段の課題を鉄道によって克服した島根県産木炭は県外への移出手段を得て盛んに生産されるようになった。このとき、短期的に森林資源を充実させることは難しく、大量の木炭を必要としたたたら製鉄を支えた森林資源構成は民生用木炭生産においても広く利用可能であった。窪田(1973)は中国地方におけるたたら製鉄に利用された木炭はナラ炭であったとしている。たたら製鉄以降、島根県各地からの移出商品となった木炭が盛んに生産されることで、地域森林資源のブナ科コナラ属を中心とした構成を活かした資源利用の連続性が確保されていた。

## 3. 木炭統一規格の制定過程

### 3.1 木炭生産・流通と産業団体を交えた委員会組織

大正期には森林資源利用の変化に加え木炭輸送力が増加することで、民生用木炭生産は農家経済を支える産業となった。民生用木炭生産が重要になるにつれ、消費を意識した品質改良が

重要な課題となった。統一規格が制定される以前は、木炭の品質改良は各地の市町村や郡などの組織が行っており1926年(大正15年)4月に行われた石見木炭共進会では消費地から規格統一を求められるなど要望がなされていた(島根県山林会、1926)。そして、島根県各地域の木炭生産者をまとめた島根県木炭統一規格が発表されたのが大正15年9月であった。

「規格統一資料」によると、島根県では規格統一前の木炭を「本縣木炭の生産額ハ三千万貫ニ達シ縣外ニ移出セラル、モノ實ニ一千五百万貫ニシテ遠ク東京横濱地方迄モ販出セラル然ルニ其ノ製品ハ極メテ粗雜ニシテ品質規格共殆ント統一セサルハ甚タ遺憾トスル所ナリ」(「規格統一資料」)と捉えていた。規格統一の必要性を認識した島根県は表-2のスケジュールで島根県木炭統一規格を作った。規格統一過程では統一規格を話し合う臨時木炭規格統一調査会委員候補者が各市郡に照会された。さらに、各市郡に対しては現行の木炭規格の照会も行われた。同時に、東京・横浜・大阪・神戸の消費地に対して現在の島根県産木炭に対する評価を問い合わせた。消費地に対しては後日、メートル法の導入についても問い合わせている。木炭統一規格作成にあたっては、島根県内の産地側の事情だけでなく、消費地からの意向も重視された。

炭統一規格を話し合う臨時木炭規格統一調査委員会の委員選定においては各市郡から推薦された26名の記録が残っている。推薦されたのは木炭生産者だけでなく木炭商のような木炭の流通に関わる人もいた。最終的に委員に選ばれた20名をまとめたものが表-3である。市郡から推薦を受けたことが確認できる委員は10名おり、木炭生産者5名と木炭商が4名、団体1名であった。推薦のあった9名に加え、木炭生産者2名と木炭商3名と各団体の長が6名選任された。委員会を組織するにあたり、各市郡から推薦のあった者だけでなく団体からも委員が選ばれるなど、地域代表という側面だけでなく同業組合など産業面での代表という側面も選ばれた。さらに、団体を代表している委員を除いても木炭生産者7名と木炭商7名になっており、木炭の生産と流通までを含めた代表者から組織された委員会の中で合意が目指された。

表-2 木炭規格統一までの日程

日付	できごと
大正14年 9月1日	木炭規格統一調査会委員候補者の照会
大正15年 4月8日	県内の木炭規格を照会(各市郡) 木炭の規格・改善点を照会(東京・横浜・大阪・神戸の商業会議所と薪炭商同業組合)
5月15日	木炭規格調査会設置に関する件
6月9日	メートル法採用の照会(東京・横浜・大阪・神戸)
6月12日	臨時木炭規格調査会委員の委嘱
6月18日	臨時木炭規格調査会の1日目
6月19日	臨時木炭規格調査会の2日目

出所:「規格統一資料」から筆者作成

表-3 臨時木炭規格統一調査委員氏名

所属	名前	業種	所属	名前	業種
松江市外中原町	内藤金之助	木炭商	八東郡岩坂村	石倉竹次郎	木炭製造
能義郡安来町	金森常太郎	木炭商	能義郡安来町	山城清壽	木炭商
仁多郡八川村	絲原武太郎	木炭製造	仁多郡阿井村	櫻井三郎右エ門	木炭製造
大原郡日登村	板持朝作	木炭製造	大原郡木次町	長谷川宇太郎	木炭商
飯石郡吉田村	田部長右衛門	木炭製造	簸川郡大社町	杉原周一郎	木炭商
安濃郡川合村	和田孝一郎	木炭製造	邇摩郡忍原村	和田末吉	木炭製造
那賀郡石見村	桂宗五	木炭商	那賀郡江津町	武田常太郎	木炭商
隠岐島山林会長	福田源次郎	団体	飯石郡木炭同業組合 組長	菅澤肇	団体
邑智郡木炭同業組合 組長	佐々木茂丸	団体	那賀郡木炭同業組合 組長	長濱庭三郎	団体
美濃郡木炭同業組合 組長	佐崎孝道	団体	鹿足郡木炭同業組合 組長	河村七右衛門	団体

出所：「規格統一資料」

### 3.2 島根県産木炭の評判

臨時木炭規格統一調査会の開催にあたり、島根県は各消費地の意向を書面にて問い合わせている。問い合わせ先は東京・横浜・大阪・神戸の商業会議所と薪炭商同業組合であり、木炭規格への要望と島根県産木炭の改善点について以下のように照会している。

貴地市場ニ於テ取引セラル、木炭ノ規格並ニ之ガ改善ニ関スル御意見各種類別ニ御詳  
報煩度此段及御依ニ頼候也

追而特ニ本縣産木炭ノ規格改善上御氣付ノ處爲参考御報知願度候

(「規格統一資料」)

規格統一にあたり、現状と目標となる規格の姿を正確に把握しようとする様子が受け取れる。まず、横浜薪炭商同業組合からの返信をみると、品質や表装に欠点がないという評価もあるものの、以下のように改善点も指摘された。

一貴縣管内木炭ハ当市場ニ於テハ非常ニ歓迎セラレ居り候

一佞装、品質等ニ欠点ナシ

一表記正味量ト實量ノ相違アルハ他府縣ヨリ移入セラルルモノト比較スルト第一二位  
ス依テ此点ヲ改善セラレンコトヲ希ム

一本組合ハ度量衡取締ノ嚴重ナルニ堪ヘズ左記ノ警告書ヲ各府縣組合一般ニ送附致候  
規程モ其内ニ有之候

(「規格統一資料」)

さらに、表記容量に対し正味容量が不足している場合があることが指摘されており、販売目的で所持している者の責任を問う度量衡法対策として各産地木炭組合長宛の警告書が添付されていた。警告書では、すでに横浜薪炭商同業組合において製品検査を行っていることと、将来的に正味量が足りない場合は受入しないことが書かれていた。そして、移送中に内容量が減少することがよくあるとし、①風袋量を正味量を明記②減量を見込んだ荷造り③標記の統一④鍛冶炭(マツ炭とクリ炭)の3貫統一⑤燻り濡れなどの欠点があるものは受入できないこと⑥産地における移出検査は毎俵検査として検査員の責任を明確にすることが求められている。

次に、大阪商業会議所からは選別と表装と正味量が不足していることが指摘され以下のような返信があった。

(二) 島根縣木炭規格改善上氣付の點

一、撰別 一般ニ不良ナリ樹種ハ必ズ區別シ又形状ニ依リ區別スルヲ要ス其ノ方法ハ前述ノ木炭規格改善ニ関スル意見欄ノ通り

一、俵装 包皮ニ藁ヲ使用シアリ又當木ヲ使用セザルモノアリ包皮ハ必ズ萱ヲ用キ絶体藁ヲ用キザルコト、又削リ又ハ割木三本ヲ使用シ丸木ハ絶対ニ用キザルコト其他木炭ノ規格改善ニ関スル意見中俵装ノ項ニ於テ述記セント同様ノ改善ヲ要ス

一、量目 正味量一般ニ不足ナリ故ニ移送途中ノ破損減量ヲ見テ相当ノ増量ヲ含ムルコト

量目ノ統一ニ就キテハ木炭ノ規格改善ニ関スル意見中量目ノ項ニ於テ述記セント全條  
(「規格統一資料」)

生産段階における樹種・選別の問題や大阪に到着したときに表示容量と正味容量が合っていないなど、表示と内容に齟齬が生じていると評価されていた。このほか、神戸商業会議所商工課からは神戸市薪炭業組合から報告する旨の返信があったものの、神戸薪炭業組合からの報告は同資料からは確認できなかった。

各消費地からの返信をみると島根木炭の評価も様々であり、表記重量と正味重量に差がある点は、横浜薪炭商同業組合と大阪商業会議所からも指摘されている。大阪商業会議所からは樹種の選別が不徹底である点も指摘された。

### 3.3 消費地からの要望(長さ/直径・重さ・樹種)

以上のように、関東や関西のような木炭消費地からの返信において、島根県産木炭が歓迎される様子や選別や容量の問題で評価を落としている様子が伺われた。さらに、東京薪炭商同業組合から「貴地産黒炭雑角俵ハ主トシテ五貫送りナルモ之レヲ東北ト等シク四貫送りトスル方一般的ニ歓迎セラル、」(「規格統一資料」)と返信がくるなど消費地からは統一木炭規格に対しても要望が寄せられた。

そこで、消費地からの要望をまとめたものが表-4である。表では各地からの要望を仕分け樹種と形状(直径、長さ、等級)と量目と表装とその他に整理した。樹種の選別や量目は各消

表-4 各消費地から島根県統一木炭規格に対する要望

要望者	樹種	直径	形状	長さ	等級	量目	表表	その他
東京商工会議所 (東京雑炭問屋同業組合から調べた結果)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・小丸 直径約3cm未満</li> <li>・中丸 直径6cm未満</li> <li>・大丸 直径6cm以上</li> <li>・小割 長辺約6cm未満</li> <li>・大割 長辺6cm以上</li> <li>・毀(こわれ) 長さ6cm未満のもので2cm目金簡に止まるもの</li> <li>・粉 2cm目金簡から落ちるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通 長さ25cm以上</li> <li>・竿 長さ15cm以上</li> <li>・折 長さ6cm以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上 糲り、ね、立消え、湿り、そのほかの欠点なきもの</li> <li>並 多少欠点のあるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正味30kg</li> <li>・正味20kg</li> <li>・正味15kg</li> <li>・正味10kg</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・炭の区別は白炭と黒炭の2種</li> <li>・輸送中に生じる破損量1割を超えるものは、その傷品とする</li> <li>・主要なるものは、特殊な樹種以外のものを雑とする</li> <li>・樹種又は種類の混合したものは、その辺と称す</li> </ul>		
大阪商業会議所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樫</li> <li>・樫</li> <li>・楠</li> <li>・松</li> <li>・各樹種は混交せざることを</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小丸 直径約3cmまで</li> <li>・中丸 直径約6cmまで</li> <li>・大丸 直径約6cm以上</li> <li>・小割 長辺約6cmまで</li> <li>・大割 長辺約6cm以上</li> <li>・毀(中粉) 長さ約6cm未満のもので、2cm目金簡に止まるもの</li> <li>・粉 2cm目金簡で落ちるもの</li> </ul>	長さによって区分する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>通 長さ約25cm以上</li> <li>竿 長さ約15cm以上</li> <li>折 長さ約6cm以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30kg(8貫)</li> <li>・25kg(約6貫2)</li> <li>・20kg(5貫3)</li> <li>・15kg(4貫)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・葦を使用</li> <li>・炭は絶対に使わないこと</li> <li>・風袋は800匁以下とする</li> </ul>		
東京薪炭同業組合						<ul style="list-style-type: none"> <li>・松炭 10kg(旧3貫)</li> <li>松炭はこれによりたし</li> <li>・雑(黒)角 15kg(旧4貫)</li> <li>・楠(黒)角 20kg(旧5貫)</li> <li>・樫(白)炭 30kg(旧8貫)</li> <li>・松炭 10kg</li> <li>・雑黒炭 15kg</li> <li>・楠黒炭 20kg</li> <li>・白炭 20kgまたは30kg</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メートル法採用の場合における規格への要望</li> </ul>	
東京薪炭同業組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樫</li> <li>・樫</li> <li>・雑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・丸 1寸以上2寸5分まで</li> <li>・割 1寸5分以上2寸5分まで</li> <li>・1寸以下は雑丸へいれること</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・樫と樫の黒炭 正味20kg</li> <li>・雑黒炭 正味17kg</li> <li>・30kg(8貫)</li> <li>・25kg(約6貫2)</li> <li>・20kg(5貫3)</li> <li>・15kg(4貫)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・葦を使用</li> <li>・炭は絶対に使わないこと</li> <li>・風袋は800匁以下とする</li> </ul>	
横浜木炭問屋組合・ 横浜薪炭同業組合 連合役員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樫</li> <li>・樫</li> <li>・雑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小丸 直径約3cm</li> <li>・中丸 直径約6cm</li> <li>・大丸 直径約6cm以上</li> <li>・小割 長辺約6cm</li> <li>・大割 長辺約6cm以上</li> <li>・毀(中粉) 長さ約6cm未満のもので2cm目金簡に止まるもの</li> <li>・粉 2cm目金簡から落ちるもの</li> </ul>	長さによって区分する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>通 長さ約25cm以上</li> <li>・竿 長さ約15cm以上</li> <li>・折 長さ約6cm以上</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・メートル法採用の場合における規格への要望</li> </ul>	
横浜薪炭同業組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樫</li> <li>・樫</li> <li>・雑</li> <li>・松</li> <li>・各樹種は混交せざることを</li> </ul>							

出所:「規格統一資料」から筆者作成

費地からの回答が分かれた。形状においては、東京商工会議所と大阪商業会議所と大阪木炭商同業組合から同様な内容が寄せられ、横浜木炭問屋組合・横浜薪炭商同業組合連合役員会からはより幅をもった直径の規格が要望された。包装方法については、東京薪炭商同業組合と大阪商業会議所から茅の使用を要望されている。

これらの指摘をみると島根県産木炭に対して、消費地から求められる改善点があることが分かる。

#### 4. 統一規格の制定過程と各地の規格との差

##### 4.1 臨時木炭規格統一調査委員会における規格制定過程

島根県による各地の木炭調査を受け、木炭統一規格制定に向けた話し合いは臨時木炭規格統一調査会において行われた。この調査会は大正15年6月18日と19日に行われ、各地域の臨時木炭規格調査委員が参加している。委員会当日は、全20名の委員の内、櫻井三郎右エ門氏と金森常太郎氏の2名が欠席した。このとき、メートル法による標記は横浜薪炭商同業組合が推奨し大阪木炭商同業組合からは組合と市場と業者から何も異議が出なかったと報告があったものの導入は見送られた。

木炭規格調査会の議事録(「統一規格」)から統一規格案の変化を表したものが表-5である。表では会議の進行とともに変化する規格案を黒炭に注目して時系列に表している。会議前の当初案では、黒炭の樹種はカシ/クヌギ/ナラ(アベマキを含む)/ザツ(クリ、ブナ、ヌルデ、ホオを除く広葉樹)であり、別の区分としてマツ炭(他針葉樹含む)とヌルデ・ホオ炭とクリ・ブナ炭が作られていた。会議1日目には、ツバキを黒炭の樹種に加えることやザツに含まれる樹種の範囲についての意見がだされた。1日目の議論を受けた2日目の原案では、ツバキは含まれず、ザツはクリとヌルデを除くものとされた。黒炭と別の区分として、鍛冶炭(マツやその他針葉樹)とクリ・ヌルデ炭が設けられた。2日目の議論では樹種区分について意見は出されず統一規格となった。

次いで選別方法を見ると、当初案では丸炭を小丸/中丸/大丸とし割炭を加えたものが提案された。さらに黒炭とは別の区分において折(同一樹種)/込(クリ・ホオ・ブナ・ヌルデを除いたもの)と粉に分けられていた。1日目の議論では、簸川郡大社町の杉原周一郎氏から丸/込小丸/小割/大割の4区分案や邑智郡木炭同業組合組長の佐々木茂丸氏から丸/小割/荒の3区分案、那賀郡江津町の武田常太郎氏から丸/小割/丸込/上割の4区分案、那賀郡木炭同業組合組長の長濱庭三郎氏から同業組合の会合結果として丸/小割/上荒/小丸/折/燠炭の6区分案が提案された。この6案の提案をもって1日目の議論は終了し、2日目の最初の議題として規格が議論された。2日目の原案は細丸/丸/込小丸/小割/割/折/粉の7区分案が提案された。それぞれの区分は1日目に出された意見が反映されていた。2日目の議論では込小丸区分の廃止と割を上として丸割炭を含めることが議論され、統一規格にて採用された。量目は、当初案で15疋(4貫匁)と18疋(4貫8百匁)が提案されたものの統一規格では4貫ないし5貫と定められた。

後年、『昭和9年標準木炭査定会一件』(島根県公文書センター所蔵)に綴られている「規格

並等級改正要旨」のなかで「現在ノ規格ハ関東市場本位ナリ」とあるように、関東地区からの要望が強く反映されていると考えられる。さらに、今後の対応として「現在ノ規格ハ複雑ニシテ眞ニ需要者ノ要求ニ依ルモノニ非ズ」と、より消費者の利用に合わせた規格への改定が求められている。消費者の意向を強く意識する傾向は木炭規格の適否が生産者に影響を強く与え市場価格に反映されるため市場の動向を注視する必要があるという認識を表した知事挨拶にもみ

表-5 会議での原案の変化

種類	当初案	2日目原案	統一規格
黒炭 樹種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カシ</li> <li>・クヌギ</li> <li>・ナラ(アベマキを含む)</li> <li>・ザツ(クリ・ブナ・ヌルデ・ホオを除く広葉樹)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カシ</li> <li>・クヌギ</li> <li>・ナラ(アベマキを含む)</li> <li>・ザツ (クリ・ヌルデを除く広葉樹)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カシ</li> <li>・クヌギ</li> <li>・ナラ(アベマキを含む)</li> <li>・ザツ (クリ・ヌルデを除く広葉樹)</li> </ul> ※クヌギはナラに混載可
選別	<b>【直径】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小丸：2糎(6分6厘)以上3糎(9分9厘)以下</li> <li>・中丸：3糎(9分9厘)以上7糎(2寸3分1厘)以下</li> <li>・大丸：7糎(2寸3分1厘)以上10糎(3寸3分)以下</li> <li>・割炭：長辺3糎(9分9厘)以上10糎(3寸3分)以下</li> </ul> <b>【長さ】</b> 全て10糎(3寸3分)以上	<b>【直径】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・細丸：6分以上1寸以下</li> <li>・丸：1寸以上2寸3分以下</li> <li>・込小丸：6分以上1寸以下(樹種を混載したもの)</li> <li>・小割：1寸以上2寸3分以下</li> <li>・割：2寸3分以上3寸以下</li> </ul> <b>【長さ】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・細丸、丸、込小丸、小割、割：3寸以上</li> </ul>	<b>【直径】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・細丸：6分以上1寸以下</li> </ul> ※樹種の混載可 <ul style="list-style-type: none"> <li>・丸：1寸以上2寸3分以下</li> <li>・小割：1寸以上2寸3分以下</li> <li>・上：2寸3分以上3寸以下の丸割炭</li> </ul> <b>【長さ】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・細丸、丸、小割、上：3寸以上9寸以下</li> </ul> <b>【樹種別に分けないもの】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・折：長さ1寸以上3寸以下</li> <li>・粉：1寸目篩より落ちたるもの</li> <li>・燻炭</li> </ul>
折	同一樹種にして長さ4糎(1寸3分2厘)以上10糎(3寸3分)以下		
込	丸・割・樹種・太さの混載。 クリ・ブナ・ホオ・ヌルデを除いたもの		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マツ炭(その他針葉樹を含む)</li> <li>・ヌルデ・ホオ炭</li> <li>・クリ・ブナ炭</li> <li>・伏焼炭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マツ炭(その他針葉樹を含む)</li> <li>・クリ・ヌルデ炭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マツ炭(その他針葉樹を含む)</li> <li>・クリ・ヌルデ炭</li> </ul>
粉	径2糎(6分6厘)以下、 長さ4糎(1寸3分2厘)以下		

出所：「規格統一資料」「島根県報」1060号(大正15年9月3日)から筆者作成

られた。

以上のように、大正15年の統一規格は消費地の意向を調べ、小さい直径の木炭規格を維持しながら消費地の動向を反映した木炭規格となった。

#### 4.2 島根県内各地の木炭規格と木炭統一規格

島根県統一規格は以上のような臨時木炭規格調査会における議論を受けて決められた。大正15年に決められた統一規格の特徴を、それまでの県内各地の木炭規格と比較するためにナラ黒炭に注目してまとめたものが表-6である。統一規格と同様に、県内各地の木炭規格も直径と長さや容量によって決められていた。中でも、ナラ丸炭に注目すると多くの市郡において3つの基準に分けられていた。県内各地の規格は小丸において最小直径が5分から1寸2分と差がみられた。最も多いのは5分であり、次いで8分となっていた。より小さいものまで含めるような規格が多くなっている。他方、小丸最大直径も1寸から2寸5分と差があった。最も多いのは2寸5分であり、2寸3分と続いていた。小丸の最大直径に次いで中丸などのより大きい規格の最小直径が定められていた。この中には、規格同士で重なる部分がある市郡もあった。最後に、最も大きな規格を見ると最大の大きさは1寸5分から3寸5分まで幅広く、多い順に3寸5分、2寸5分と続いた。丸炭商品として扱われるものは直径が5分から3寸5分までのものであり、直径により多くが3つの等級に分けられていた。統一規格においても木炭の直径を3つに区分した。各市郡の規格に比べ細かな規格となった。もう1つの形状項目である長さをみると一定の長さを指定しているものと幅をもたせているものがあった。統一規格においては幅をもたせた規格となっており、3寸以上のものが対象となった。さらに、1俵当りの容量は各地とも5貫であり、統一規格も4貫もしくは5貫となった。また、統一規格の包装は萱が選ばれた。

以上より、各地の木炭規格に比べ統一規格は細かく区分を分けることで規格内の商品のバラつきを小さくした意向が伺われる。

#### 5. 考察と結論

ここまで明らかにしてきた通り島根県木炭規格の統一過程をみると、規格を消費者の基準に合わせることで利便性を確保できたと考えられる。よって島根県統一規格が島根県産木炭として消費者から高い評価を得て消費地の需要を獲得するきっかけとなった。

島根県木炭統一規格を作る県の政策により、消費者の利用しやすい木炭が生産者に見えるようになった。規格統一過程においては、県内の規格だけでなく消費地からの要望も取り入れ細かな規格分けを行い、各規格内における商品のバラつきを小さくし消費者の利便性を確保した。当時、関東圏のような巨大市場における消費者の動向をつかみ、製品として対応することは個別農家林家にとって易しいことではなかったと考えられる。従って、島根県が消費者と生産者と流通者の合意を得た統一規格として生産目標となる木炭の品質を示し、消費段階において利用しやすい形のものを生産できたことが島根県産木炭の需要と生産を支えていたと考えられる。

大津裕貴

表-6 島根県内各地のナラ黒炭の規格

	名称	形状		量目	表装	備考
		直径	長さ			
松江	小丸 中丸 大丸 割	5分以上1寸5分以下 1寸5分以上3寸以下 3寸5分以上 大小一定せず	2尺	5貫	藁/茅	檜は櫟、檜の混ぜ物にして横小丸又は横荒等とも言う。
八東	檜小丸 檜特等 檜上等 檜並等	1寸5分以内 1寸5分以上2寸5分以内 2寸5分以上3寸5分以内 3寸5分以上5寸以内	2尺から2尺1寸	5貫		熊野村の規格
能義	檜小丸 檜中丸 檜大丸 檜割	1寸2分以上2寸2分以内 2寸3分以上2寸8分以内 2寸9分以下 2寸9分以下	3寸以上1尺以下	5貫	藁/茅	
仁多	檜小丸 檜丸 檜割	1寸以下の丸炭 1寸以上2寸5分未満 3寸5分未満	5寸以上	5貫		
大原	檜丸  檜小丸 特等 1等 檜小割  檜割  込小丸 込折 中折	1寸以上2寸3分以下 8分以上2寸5分以下 1寸以上3寸以下  1寸2分以上2寸5分以下 1寸以上3寸以下 長辺2寸3分以下 長辺1寸5分以下 直径3寸以上 長辺3寸以下 6分以上1寸以下 長さ3寸以上 長さ3寸以下	1尺8寸 1尺 1尺  2尺 2尺 1尺8分 1尺 1尺 1尺8分 2尺2寸 3寸以下 3寸以下	5貫	茅	■目割 ■目割 ■目割
飯石※	小丸 荒	5分以上2寸5分以下 2寸5分以上の丸炭割炭	角は1尺以上1尺1寸以内 平角は2尺1寸以上2尺2寸以内	5貫	藁/茅	
簸川	小丸 小割 大丸  中(折)  粉	8分以上2寸5分以下の丸炭 長辺2寸5分以下の割炭 2寸5分以上の丸炭および小割以上の大割物 小丸小割大丸の長さ3寸以上の物 5分目節を通過したものと及び皮炭	1尺7寸	5貫	茅	檜櫟檜に限る
安濃	横丸 横中丸 横割	2寸以下 3寸以下 長辺3寸	2尺	6貫 (商品表示は5貫)	茅	
邇摩	檜丸 檜小割 檜上	径8分以上2寸3分未満 長辺2寸3分未満 直径5分以上8分未満の丸炭	3寸以上	5貫	藁/茅	
邑智※	檜小丸 檜中丸	5分以上2寸4分以下 2寸以上3寸5分以下(割も)	3寸から9寸	5貫		

島根県における地域資源活用を支えた木炭政策の役割

	名称	形状		量目	表装	備考
		直径	長さ			
那賀※	小丸 大丸 小割	8分以上2寸3分以内 5分以上8分のもの及び2寸3分以上 3寸5分以下 長辺2寸3分以内	3寸から1尺	5貫	藁／茅	
美濃※	小丸 中丸 大丸	7分以上1寸5分以下 1寸5分以上2寸5分以下 2寸5分以上3寸5分以下	3寸以上	5貫	藁／茅	
鹿足※	小丸 中丸 大丸	6分以上1寸5分以下 1寸以上2寸5分以下(割も) 2寸5分以上3寸5分以下	3寸から1尺	5貫		
隠岐	1等(丸) 2等(大) 3等(折)	5分以上2寸5分未満の丸炭 2寸5分以上の丸炭・割炭 2寸5分以上の丸炭・割炭	3寸以上 3寸以上 1寸以上3寸未満	5貫	藁／茅	
大正15年 統一規格	細丸 丸 小割 上 折炭 粉炭	6分以上1寸未満 1寸以上2寸3分未満 長辺1寸以上2寸3分未満 直径2寸3分以上3寸未満 長さ1寸以上3寸以下の折炭 1寸目節より落ちたるもの	3寸以上9寸以下	4貫 もしくは 5貫	萱	細丸は樹種が 混ざっていても 良い。 上は丸炭割炭 混載

註：※は、「規格統一資料」内でまとめている一覧表に掲載されているもの

出所：市郡の規格は「規格統一資料」、大正15年統一規格は「島根県報」1060号(大正15年9月3日)から筆者作成

さらに、島根県統一規格が守られるように炭窯改良や県営検査の導入など品質向上政策がとられた。特に県営検査による品質管理は品質の悪いものを移出しないように運用され、消費地からの量目不足や異樹種混入などの指摘に対応した。生産者だけでなく複数の視点で商品を確認することで、消費者への品質保証を行った。また、生産支援として奨励炭窯の制定や炭窯構築補助金の支給により生産者の参入障壁を下げ、新規三者や規模拡大による生産者確保も行った。これらの政策を通して農家林家が消費地の動向に一喜一憂せず生産に集中できる環境をつくり、島根県産木炭としての品質保証と供給力を高めることができた。

最後に、民生用木炭政策の影響をみると、たたら製鉄が衰退し安定した大量の需要を失った地域森林資源に対し、生産目標を明確にし品質管理を県が担当することで木炭の移出を拡大させ、資源の循環利用を後押しした。木炭移出による地域外からのお金の流れを維持することで農家林家の所得獲得機会を作り、米＋和牛＋木炭＋特産品の資源循環を活かした産業構造が広く受け入れられた可能性が示唆された。

## 註

1. 岸本(1976)によると、木炭は炭化度や熱処理条件により分類される。民生用木炭においては、炭素分が高いものを白炭としている。その差は、製炭法のうち炭の消し方に由来している。白炭の方が熱処理温度が一定しているため炭質も一定したものができる。
2. 水津(1957)によると、大正9年当時は「その当時の島根木炭は、県外移出量は僅かで、

殆んど県内の松江市、出雲市、能義郡産の木炭が米子市で消費される程度で、県としては副業に製炭を奨励していたに過ぎない状況」（1頁）であった。

## 謝辞

本論文を書くにあたり、伊藤康宏 島根大学名誉教授には文献資料の読解について助言をいただきました。さらに、島根県立図書館では統計資料をはじめ、さまざまな資料調査に協力していただきました。ありがとうございました。

また、投稿原稿に対し真摯な指摘をしていただいた匿名の査読者2名にお礼を申し上げます。ありがとうございました。

## 参考文献

- 伊藤康宏「近代島根県における中山間地の農家・農村の経済構造」『島根大学生物資源科学部研究報告』11、2006年、49-57頁
- 榎勇「明治・大正期における島根県の農業及び農家副業についての若干の考察」『島根大学農学部研究報告』24、1990年、60-79頁
- 角田徳幸「角炉・丸炉の開発とその展開」『たたら研究』60、2022年、16-35頁
- 北川泉「第6章 第二節 林野の所有構造と地主経営の変貌」安達生恒編著『農林業生産力論』御茶の水書房、1979年、547-579頁
- 岸本定吉『炭』丸ノ内出版、1976年
- 岸本定吉『木炭の博物誌』総合科学出版、1984年
- 窪田蔵郎『考古学選書9 改訂鉄の考古学』雄山閣出版、1973年
- 永田恵十郎「四、中国山地の地域資源管理の原像」『地域資源の国民的利用－新しい視座を定めるために－』農山漁村文化協会、1988年、232-264頁
- 林野庁編『木炭の生産構造－島根県飯石郡吉田村－』林業実態調査報告書、1953年、143頁
- 関耕平「第1章 気候危機克服とアグロエコロジーへの転換」関根佳恵・関耕平 編著『アグロエコロジーへの転換と自治体：生態系と調和した持続可能な農と食の可能性』自治体研究社、2024a年、17-37頁
- 関耕平「第6章 アグロエコロジーの実践を地域から」関根佳恵・関耕平 編著『アグロエコロジーへの転換と自治体：生態系と調和した持続可能な農と食の可能性』自治体研究社、2024b年、173-192頁
- 島根県『島根県統計書』島根県、各年版
- 島根県「木炭規格統一ニ關スル件通牒」『島根県報』1060号（大正15年9月3日）、1926年、983-985頁
- 島根県『大正十五年 木炭規格統一関係資料』島根県山林課、1926年、島根県公文書センター請求番号：群2-2881（14-07）
- 島根県『昭和九年 標準木炭査定会一件』内務部山林課、1934年、島根県公文書センター請求番号：群2-2888
- 島根県『新修島根県史』史料篇6近代（下）、1966年、423頁
- 島根県山林会「石西四郡木炭同業組合主催石見木炭共進会記事」『島根県山林会報』31号、1926年、31-46頁
- 島根木炭史編集委員会編『島根の木炭産業史』島根県木炭協会、1982年

## 島根県における地域資源活用を支えた木炭政策の役割

水津利定「島根八名かまの沿革」『黒炭島根八名がまの製炭法 附改良炭がまと在来炭がまとの製炭成績の比較』島根県木炭振興協会・島根県薪炭生産組合連合会、1957年、1-4頁

水津利定「島根木炭のあゆみ」NHK 松江放送局『ふるさと百話』NHK 松江放送局、1970年、30-35頁

田中沙織・小池浩一郎「島根県における林業と経済の関係」『第119回日本森林学会データベース』、2008年、B22頁

田中沙織・小池浩一郎「広葉樹資源と地域関連産業の変遷」『第121回日本森林学会データベース』、2010年、M32頁

中西聡「島根県資産家の鉱山・林業経営」『山の富豪の資本主義』名古屋大学出版会、2025年、118-169頁

八川村史編纂委員会編『八川村史』1959年、405頁

横田町史編纂委員会編『横田町史』1968年

渡辺ともみ「たたら製鉄業者の努力－生き残りをかけて」『たたら製鉄の近代史』吉川弘文館、2006年、213-249頁

# **The role of charcoal policy in supporting the utilization of local resources in Shimane Prefecture**

OTSU Hirotaka

(NICHINAN CHUGOKU-SANCHI FORESTRY ACADEMY)

## [Abstract]

In the past, the Chūgoku Mountains region, including Shimane Prefecture, saw its farming economies sustained by agriculture and forestry utilising local resources. Particularly noteworthy in the Chūgoku Mountains was the circular use of local resources by farming and forestry households through the production of rice + Wagyu beef + charcoal + speciality products, a model widely adopted from the Taisho period onwards. This study focuses on Shimane Prefecture's policies supporting charcoal production, aiming to clarify the methods employed to assist farming households. Through the process of establishing the Shimane Prefecture Unified Charcoal Standards in 1926, spearheaded by the prefecture, production targets reflecting consumer preferences became visible to farmers. This enhanced consumer convenience and provided producers with quality control guidelines. Furthermore, charcoal shipments enabled cash acquisition for each region. These outcomes demonstrate that Shimane Prefecture supported the incomes of farming and forestry households by seeking consensus among consumers, producers, and distributors.

Keywords: Charcoal, Shimane Prefecture Charcoal Standardisation, Regional Resources, Forest Resources, Farmers and Forest Owners